

今後の住民票広域交付事業の在り方 検討結果報告書

令和4年1月

厚木愛甲まちづくり研究会
(厚木市・愛川町・清川村)

1 住民票の写し広域交付事業の概要

- 厚木市、愛川町、清川村で構成する「厚木・愛甲まちづくり研究会」における検討・協議を経て、平成11年7月14日付で「住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書」を締結し、同年9月1日に「住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約」を制定し、各行政区域を越えた住民票の写しの相互交付事業（以下「住民票広域交付事業」という。）を開始しました。
- 住民票広域交付事業については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に規定する「事務の委託」に該当するため、各市町村議会の議決を経たのち、地方公共団体間の事務の共同処理として実施しています。

【関係資料】

- ・ **別紙1** 住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書
（平成11年7月14日締結）
- ・ **別紙2** 住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約
（平成11年9月1日制定・施行）

2 住民票交付サービスの現状

(1) 住民票広域交付事業交付件数

- 住民票広域交付事業については、厚木市、愛川町、清川村における交付件数を年間300件程度と想定し、平成11年9月に事業を開始しました。
- 事業を開始した平成11年度から令和2年度までの交付件数は2,969件となっており、平成12年度から令和2年度までの年間平均交付件数は134件となっています。
- 平成11年度から令和2年度までの市町村別の交付件数は、厚木市が2,004件（全体の67.5%）、愛川町が644件（全体の21.7%）、清川村が321件（10.8%）となっています。また、平成12年度から令和2年度までの市町村別の年間平均交付件数は、厚木市が91件、愛川町が30件、清川村が14件となっています。

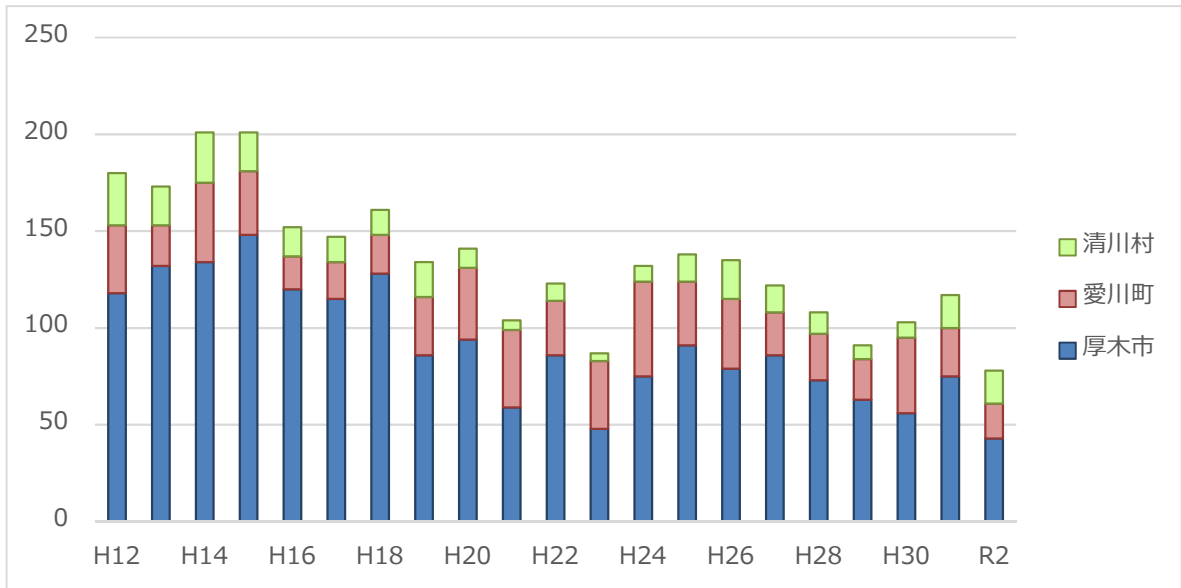
- 令和2年度の総交付件数は78件となっており、交付件数が最も多い平成14・15年度の201件と比較すると123件、61.2%減少しています。
- 令和2年度の厚木市の交付件数は43件となっており、交付件数が最も多い平成15年度の148件と比較すると105件、70.9%減少しています。
- 令和2年度の愛川町の交付件数は18件となっており、交付件数が最も多い平成24年度の49件と比較すると31件、63.3%減少しています。
- 令和2年度の清川村の交付件数は17件となっており、交付件数が最も多い平成12年度の27件と比較すると10件、37.0%減少しています。

表－1 住民票広域交付事業交付件数（平成11年度～令和2年度）

交付場所 年度／利用者	厚木市		愛川町		清川村		年度別計
	愛川町	清川村	厚木市	清川村	厚木市	愛川町	
平成11年度※	61	34	19	2	23	2	141
平成12年度	81	37	31	4	25	2	180
平成13年度	93	39	21	0	18	2	173
平成14年度	104	30	33	8	23	3	201
平成15年度	107	41	32	1	19	1	201
平成16年度	91	29	15	2	15	0	152
平成17年度	88	27	18	1	10	3	147
平成18年度	98	30	19	1	12	1	161
平成19年度	57	29	27	3	16	2	134
平成20年度	56	38	35	2	2	8	141
平成21年度	42	17	35	5	4	1	104
平成22年度	66	20	27	1	9	0	123
平成23年度	35	13	35	0	4	0	87
平成24年度	44	31	48	1	7	1	132
平成25年度	69	22	33	0	12	2	138
平成26年度	71	8	33	3	16	4	135
平成27年度	68	18	21	1	13	1	122
平成28年度	60	13	24	0	10	1	108
平成29年度	45	18	20	1	4	3	91
平成30年度	46	10	35	4	6	2	103
令和元年度	61	14	23	2	14	3	117
令和2年度	33	10	18	0	13	4	78
合 計	1,476	528	602	42	275	46	2,969
	2,004		644		321		

※ 平成11年度は9月～3月分

図一 1 年度別住民票広域交付事業交付件数の推移



(2) 広域交付事業に係る経費

- 広域交付事業の実施のために導入している機器については、平成 26・27 年度に導入したもので、現在、法定耐用年数を迎え、再リースにより使用しており、保守にかかる部品供給も終了することから、更新をしなければならない時期となっています。
- 機器を更新する場合、3 市町村合計で年間 360 万円程度の経費がかかると試算しており、年間 100 件の利用を想定すると、住民票の写しの交付 1 件につき約 36,000 円の経費を要することとなります。
- また、現在の機器で使用している I S D N 回線は、令和 6 年にサービス終了が予定されており、他の通信サービスへの切替えが必要となります。
- このため、広域交付事業を継続する場合には、機器の更新費用に加え、回線敷設工事費や通信料等の負担が生じます。

(3) 各市町村における住民票交付サービス拡充の取組

- 各市町村において住民サービスの向上に向けた取組として、休日やマイナンバーカードによるコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）交付など住民票の写し交付サービスの拡充に取り組んでいます。

- ▶ 特に、マイナンバーカードによるコンビニ交付については、厚木市では平成28年度に開始し、令和2年度の交付件数は4,243件(全体の3.5%)となり、令和元年度と比較すると1,626件、62.1%増加しています。
- ▶ また、清川村においても令和4年1月5日からコンビニ交付を開始し、愛川町においても検討が行われています。

表－2 平成11年度以降に開始された住民票の写し交付サービス

開始時期	市町村名等	住民票の写し交付サービス
平成11年5月	愛川町	予約による休日交付開始
平成14年4月	清川村	予約による休日交付開始
平成15年8月	全 国	住基ネットによる全国的な広域交付開始
平成17年7月	愛川町	休日交付拡大(受取日等)
平成20年5月	厚木市	土曜開庁開始
平成28年1月	厚木市	マイナンバーカードによるコンビニ交付開始
平成29年10月	愛川町	休日交付拡大(受取場所等)
令和4年1月	清川村	マイナンバーカードによるコンビニ交付開始

表－3 厚木市におけるコンビニ交付件数

年 度	住民票の写し交付件数			印鑑登録証明書交付件数		
	全 体	コンビニ	割 合	全 体	コンビニ	割 合
平成28年度※	121,164	982	0.8%	75,344	562	0.7%
平成29年度	120,194	1,356	1.1%	74,851	1,000	1.3%
平成30年度	120,126	1,929	1.6%	73,257	1,272	1.7%
令和元年度	116,619	2,617	2.2%	71,018	1,649	2.3%
令和2年度	119,712	4,243	3.5%	70,223	2,666	3.8%

※ 平成28年度のコンビニ交付件数は1月～3月分

表－4 マイナンバーカード交付率

市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年 (8月末現在)
厚木市	17.1%	25.0%	35.9%
愛川町	17.7%	29.8%	37.5%
清川村	18.4%	27.5%	35.8%

3 現状を踏まえた住民票広域交付事業の在り方について

住民票広域交付事業については、行政区域を越えた住民票の写しの相互交付を実施することにより、住民の利便性の向上に寄与してきました。

しかしながら、住民票広域交付事業開始以降、予約による休日交付やマイナンバーカードによるコンビニ交付など交付サービスの拡充に取り組んでいることから、交付件数は減少傾向にあります。

また、住民票広域交付事業のために導入している機器が更新時期を迎えているとともに、ISDN回線のサービス終了が予定されていることなど、今後、投資的な経費が必要となってきます。

こうした状況から、交付件数が減少することで、経費に対する事業効果が更に低下することが考えられます。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとして、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められており、令和2年12月に国が策定した自治体DX推進計画の重点的な取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共有化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進などが位置付けられており、各自治体における取組が本格化しています。

こうした取組を進める中で、限られた経営資源を他のサービスに振り分ける行政サービスの最適化を図る必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後も次の取組事項を継続的に推進することで、住民票広域交付事業を終了（事務委託の廃止）することを検討するものとします。

【住民票広域交付事業終了後の取組事項】

- ア 自治体DX推進計画に基づく取組の推進
- イ 住民票の写し取得方法の継続的な周知
- ウ コンビニ交付の交付率の向上を図るため、利用方法の周知とマイナンバーカードの普及促進

なお、広域交付事業の終了（事務委託の廃止）については、住民や各市町村議会への丁寧な説明を行うなど各市町村において所要の手続きを経た上で、改めて市町村長において協議を行い、最終的に決定するものとします。

4 事業終了（事務委託の廃止）に向けた今後のスケジュール

日程	内容
令和4年1月下旬	厚木・愛甲まちづくり研究会において、今後の住民票広域交付事業の在り方検討結果報告書について審議
令和4年2月～4月	各市町村における事業終了（事務委託廃止）に向けた所要の手続き
令和4年6月下旬	厚木・愛甲まちづくり研究会において、住民票の写しの交付等の事務の相互委託の廃止について審議
令和4年9月	市町村議会9月定例会議において事務委託廃止の議案を上程
令和4年10月	住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書及び規約の廃止等の手続
令和4年11月～12月	住民票広域交付事業終了の周知
令和4年12月31日	住民票広域交付事業終了

※協議書は、厚木市と愛川町、厚木市と清川村、愛川町と清川村で締結

別紙 1 では、厚木市と愛川町の協議書を掲載

住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書

厚木市と愛川町は、住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約(平成 11 年 9 月 1 日施行。以下「規約」という。) 第 9 条の規定に基づき、この協議書を定める。

(請求の受付事務及び交付事務)

第 1 条 規約第 1 条に規定する請求の受付事務及び交付事務については、次に定めるところによる。

- (1) 住民票の写しの範囲は、現在の住民票の写しのみとし、改製により消除された住民票の写し、消除された住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、除くものとする。
- (2) 住民票の写しを請求できる者は、住民票に記載されている者及びその者と同一世帯の者とし、それ以外の者による請求及び委任状を持参した者からの請求は、除くものとする。

(委託事務を取り扱う場所)

第 2 条 委託事務を取り扱う場所は、次のとおりとする。

- (1) 厚木市が委託する事務にあつては、愛川町役場本庁舎住民基本台帳取扱
主管課
- (2) 愛川町が委託する事務にあつては、厚木市役所駅連絡所

(委託事務を行う日及び時間)

第 3 条 委託事務を行う日及び時間については、次に定めるところによる。

- (1) 委託事務を行う日は、双方の市町の休日を定める条例の規定に基づく市町の休日以外の日とする。
- (2) 委託事務を行う時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分(厚木市役所駅連絡所にあつては、交付事務及び翌日交付の受付事務は午後 7 時 30 分)までとする。

(事務処理の方法)

第 4 条 受託市(町)から委託市(町)への住民票の写しの交付請求書の送付及び委託市(町)から受託市(町)への住民票の写しの送付の方法は、デジタル通信回線を利用したファクシミリを使用して送信するものとする。

- 2 受託市(町)への住民票の写しを送付する場合に認証する公印は、委託市(町)のファクシミリに公印の印影の画像(以下「電子印」という。)を記録し、受託市(町)のファクシミリから電子印を打ち出すことによって公印の押印とする。
- 3 住民票の写しの作成に当たっては、改ざん防止用紙を使用するものとする。
- 4 住民票の写しの作成に当たり証明書が複葉にわたるときの契印は、受託市(町)の自治体コードを穿孔することによって行うものとする。
- 5 受託市(町)は、住民票の写しの交付請求書を事務処理
- 6 双方の市町においてファクシミリの故障等により住民票の写し等の送受信ができないときは、速やかに相互連絡するものとする。

(経費の負担)

第5条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、住民票の写しの交付1通につき、150円とする。

- 2 住民票の写しの交付に伴う備品及び消耗品等の経費は、受託市(町)の負担とする。

(経費の支払及び納付の時期)

第6条 毎会計年度末までにおいて、双方の市(町)は、それぞれ住民票の写しの交付件数を集計して、出納閉鎖期日までに委託料の支払及び手数料の納付を相互に行うものとする。

(連絡会議)

第7条 規約第7条の規定に基づく連絡会議については、清川村を含める関係3市町村の連絡会議をもってこれに代えるものとする。

(協議内容の変更の場合の措置)

第8条 協議書の内容について、変更が生ずる場合は、双方の市町の長は、協議の上、再び協議書を定めるものとする。

附 則

この協議書は、平成11年9月1日から施行する。

この協議内容を証するため、本書2通を作成し、各々1通を保有するものとする。

平成11年7月14日

※協議書は、厚木市と愛川町、厚木市と清川村、愛川町と清川村の内容で制定

別紙2では、厚木市と愛川町の規約を掲載

住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 厚木市と愛川町は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の規定に基づき行われる住民票の写しの交付等の事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。

(1) 厚木市又は愛川町の住民が愛川町又は厚木市において行う住民票の写しの交付の請求の受付及び当該交付請求書の厚木市又は愛川町への送付

(2) 前号の請求に係る住民票の写しの交付及び住民票の写しが複葉にわたる場合の契印の付与並びに住民票の写しの交付に伴う手数料の徴収

2 委託事務には、住民票の写しの交付の請求の受理及び審査（原本照合）、住民票の写しの作成並びに認証文及び認証印の付与は、含まないものとする。

(管理及び執行)

第2条 委託事務の管理及び執行については、事務を委託する市（町）（以下「委託市（町）」という。）の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託市（町）の負担とする。ただし、事務を受託した市（町）（以下「受託市（町）」という。）が特に必要があると認める経費については、双方の市町の長が協議して定めるものとする。

2 前項に規定する経費の額及び交付の時期については、双方の市町の長が協議して定める。

(予算の執行)

第4条 受託市（町）の長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、受託市（町）の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(手数料の処理)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、すべて委託市（町）の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 受託市(町)の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を委託市(町)の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 双方の市町の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される委託市(町)の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、委託市(町)は、あらかじめ、受託市(町)に通知しなければならない。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、双方の市町の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、受託市(町)の長がこれを決算する。